

# 一般会計等財務書類における注記

## 1. 重要な会計方針

### (1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和 59 年度以前に取得したもの…………再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

イ 昭和 60 年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

② 無形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

### (2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的有価証券……………該当なし

② 満期保有目的以外の有価証券……………該当なし

③ 出資金

ア 市場価格のあるもの……………該当なし

イ 市場価格のないもの……………出資金額

### (3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

最終仕入原価法に基づく原価法

### (4) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除きます。）…………定額法

② 無形固定資産（リース資産を除きます。）…………定額法

③ 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産（重要性の乏しいファイナンス・リース取引を除く）

……………自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

### (5) 引当金の計上基準及び算定方法

① 徹収不能引当金

未収金については、過去 5 年間の平均不納欠損率により徹収不能見込額を計上しています。

長期延滞債権については、過去 5 年間の平均不納欠損率により徴収不能見込額を計上しています。

②退職手当引当金

職員に対する退職手当の支給に備えるため、当会計年度末において在職する職員が自己都合により退職するとした場合の退職手当要支給額を計上しています。

③賞与等引当金

翌年度 6 月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(6) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引（重要性の乏しいファイナンス・リース取引を除きます。）  
通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(7) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物

なお、現金には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(8) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額又は見積価格が 50 万円以上の場合に資産として計上しています。  
ソフトウェアについても物品の取扱いに準じています。

## 2. 重要な会計方針の変更等

### (1) 会計方針の変更

変更なし

### (2) 表示方法の変更

変更なし

### (3) 資金収支計算書における資金の範囲の変更

変更なし

## 3. 重要な後発事象

### (1) 主要な業務の改廃

なし

### (2) 組織・機構の大幅な変更

なし

### (3) 地方財政制度の大幅な改正

なし

### (4) 重大な災害等の発生

なし

#### 4. 偶発債務

##### (1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

他の団体（会計）の金融機関等からの借入債務に対し、保証を行っています。

団体(会計)名	確定債務額	履行すべき額が確定していない 損失保証債務等		総額
		損失補償等引当 金 計上額	貸借対照表 未計上額	
公営企業会計	- 千円	- 千円	15,971,973 千円	15,971,973 千円
一部事務組合等	- 千円	- 千円	1,265,973 千円	1,265,973 千円
設立法人	- 千円	- 千円	- 千円	- 千円
計	- 千円	- 千円	17,237,946 千円	17,237,946 千円

##### (2) 係争中の訴訟等

なし

## 5. 追加情報

### (1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

- ① 財務書類の対象範囲は次のとおりです。  
一般会計、土地取得事業特別会計
- ② 一般会計等の対象範囲のうち、普通会計の対象範囲に含まれない特別会計はありません。
- ③ 地方自治法第 235 条の 5 に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。
- ④ 千円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。
- ⑤ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率の状況は、次のとおりです。
- | 実質赤字比率   | － %   |
|----------|-------|
| 連結実質赤字比率 | － %   |
| 実質公債費比率  | 8.9 % |
| 将来負担比率   | 9.5 % |

⑥ 利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額 4,015,963 千円

⑦ 繰越事業に係る将来の支出予定額 510,037 千円

会計	款	項	繰越理由	金額
一般会計	総務費	総務管理費	繰越明許費	4,950 千円
一般会計	総務費	戸籍住民登録費	繰越明許費	21,813 千円
一般会計	民生費	社会福祉費	繰越明許費	434,983 千円
一般会計	民生費	児童福祉費	繰越明許費	2,871 千円
一般会計	衛生費	保健衛生費	繰越明許費	2,279 千円
一般会計	土木費	都市計画費	繰越明許費	40,266 千円
一般会計	土木費	住宅費	繰越明許費	2,875 千円

### (2) 貸借対照表に係る事項

- ① 売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。
- ア 範囲  
来年度予算において、財産収入として措置されている公共資産

## イ 内訳

千円
千円

### ②基金借入金（繰替運用）の内容

●運用期間：令和5年4月1日～令和6年3月31日

財政調整基金 4,339,833 千円  
都市施設整備基金 144,353 千円  
福祉基金 422,568 千円  
交流とふれあいのまちづくり基金 257,373 千円  
深喜人材育成基金 130,144 千円  
公園墓地基金 46,464 千円  
辻川穂太郎やすらぎ基金 82,663 千円  
泉大津市がんばろう基金 48,737 千円  
佐野幸子基金 13,621 千円  
泉大津市地域環境基金 91,545 千円  
八木稔すこやか基金 59,479 千円  
泉大津市営住宅整備基金 359,767 千円  
テクスピア大阪産業振興整備基金 591,352 千円  
泉大津市安全・安心なまちづくり連携活動基金 62,201 千円  
泉大津市ふるさと応援基金 1,347,698 千円  
泉大津市公共施設整備基金 484,767 千円

③地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額 18,728,095 千円

④地方公共団体の財政の健全化に関する法律における将来負担比率の算定要素は、次のとおりです。

標準財政規模	17,880,885 千円
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	2,378,345 千円
将来負担額	48,165,962 千円
充当可能基金額	10,157,630 千円
特定財源見込額	7,859,077 千円
地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	28,669,049 千円

⑤地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約で貸借対照表に計上されたリース債務金額 31,804 千円

### (3) 純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

#### ① 固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。

#### ② 余剰分（不足分）

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

### (4) 資金収支計算書に係る事項

#### ① 基礎的財政収支 $\triangle 617,875$ 千円

#### ② 既存の決算情報との関連性

一般会計等	収入（歳入）	支出（歳出）
歳入歳出決算書（一般会計）	41,546,257 千円	41,308,870 千円
財務書類の対象となる会計の範囲の相違に伴う差額	2,662,495 千円	2,662,495 千円
繰越金に伴う差額	$\triangle 523,085$ 千円	- 千円
会計間の内部取引（相殺額）	$\triangle 536,741$ 千円	$\triangle 536,741$ 千円
資金収支計算書	43,148,926 千円	43,434,624 千円

地方自治法第 233 条第 1 項に基づく歳入歳出決算書は「一般会計」を対象範囲としているのに対し、資金収支計算書は「一般会計等」を対象範囲としていますが、歳入歳出決算書と資金収支計算書に相違はありません。

#### ③ 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

資金収支計算書の業務活動収支	3,236,450 千円
投資活動収入の国県等補助金収入	531,068 千円
棚卸資産の増減	$\triangle 1,249$ 千円
未収債権債務の増減	51,862 千円
減価償却費	$\triangle 1,188,288$ 千円
賞与引当金の増減	$\triangle 103,721$ 千円
退職手当引当金の増減	$\triangle 203,459$ 千円
徴収不能引当金の増減	$\triangle 4,972$ 千円
資産除売却損益	295,572 千円
純資産変動計算書の本年度差額	2,613,263 千円

#### ④ 一時借入金

資金収支計算書上、一時借入金の増減額は含まれていません。

なお、一時借入金の限度額および利子額は次のとおりです。

一時借入金の限度額 4,000,000 千円

一時借入金に係る利子額 該当なし

## 6. 重要な非資金取引

なし